

令和3年度 農業・商工業支援事業のお知らせ

● 農業経営持続化補助金 予算額 1,100 万円

新型コロナウイルスの影響等により、令和3年産米の大幅な米価下落が危惧され、それに伴い水稲生産意欲の減退が懸念されることから、水稲種子の購入に要する経費の一部を補助します。

- ◆**対象者**
 - ・個人経営者は町内に住所を有する方、農地所有適格化法人は秩父別町に住所を有する法人で、令和3年に水稲種子を購入したもの。
- ◆**補助額**
 - ・令和3年産米の水稲作付面積（水張面積）に対し10アールあたり500円、若しくは水稲種子購入費（消費税を除く）に対し50%以内の額のいずれか低い額。
- ◆**申請方法**
 - ・J A北いぶきが申請の取りまとめを行います。

● 良品質米栽培事業補助金 予算額 150 万円

ケイ酸資材の導入により登熟歩合の向上、対病害虫性と対倒伏性の向上、低タンパク米の生産を推進し、より高品質な米づくりを支援します。

- ◆**対象者**
 - ・個人経営者は町内に住所を有する方、農地所有適格化法人は町内に住所を有する法人で、幼穂形成期にケイ酸資材を導入し、経営する田に施用するもの。
- ◆**補助額**
 - ・施用面積10アールにつき1,450円（消費税を除く）を限度とし、かかった経費の40%以内。
- ◆**申請方法**
 - ・J A北いぶきが申請の取りまとめを行います。

● 商工事業者事業継続追加支援金 予算額 600 万円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている町の商工事業者の事業継続を支えるために支援金を支給します。

- ◆**対象者**
 - ・町内に本社のある法人又は町内に主たる事業所のある個人事業者
 - ・令和3年4月1日現在で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
 - ・令和元年（平成31年）と令和2年の事業収入を比較して、売り上げの減少が認められるもの。なお、事業収入には、持続化給付金等の国・北海道・秩父別町等からの給付金を含めます。
- ◆**支給金額**
 - ・下記の算定式で算出（千円未満切捨）します。
※算出金額5万円以上の場合に支給、70万円を上限とします。

【計算式】（令和元年の収入－令和2年の収入）×0.3
- ◆**必要書類**
 - ・申請書（様式は役場産業課にあります）
 - ・添付書類は、法人、個人事業主等により異なりますので、お問い合わせください。
- ◆**申請期限**
 - ・令和3年6月30日（水）
- ◆**その他**
 - ・ご相談は、秩父別町商工会でも受け付けております。

● 産業後継者新規就業支援事業 予算額 150 万円

秩父別町内で農業・商工業などを営む方の後継者または新規就業者が、新たに就業する際の経営の継続発展を図るために、支援金を交付します。

- ◆**対象者** ※次の全てに該当する年齢45歳未満で就業開始後6ヶ月以上の方
 - ・町内に住所を有すること。 ・公租公課に滞納がないこと。
 - ・後継者の場合は、自営業などの経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者がその意思を認める方であること。
新規就業者の場合は、自営業等を将来的に継続する意思があること。
 - ・支援金の交付決定の日から5年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。
- ◆**交付額**
 - ・50万円
 - ※自営業など1経営体につき交付対象者は1人とし、交付は1度限りです。事情によりその支援金を返還した場合であっても、2回目の交付は行いません。
- ◆**必要書類**
 - ・住民票、公租公課の滞納の無い証明書、新規就業の経営内容が確認できる書類
 - ・支援金申請書、定住誓約書、経営継承及び経営承継承諾書（様式は役場産業課にあります）

● 農業後継者就学支援事業 予算額 36 万円

秩父別町の農業経営の安定と優れた農業後継者を育成するために、農業関係高等学校または大学等に在学する方に必要な資金を交付します。

- ◆**対象者**
 - ・町内で農業を営んでいる方の親族（2親等以内）で、農業高等学校、農業大学校、農業関係大学などに在学する学生のうち、卒業後に秩父別町で農業経営の担い手となって農業を営む方。
- ◆**交付額**
 - ・高等学校：月額1万円（交付期間3年間） ・大学：月額3万円（交付期間4年間）
 - ・短期大学、農業大学校、専門学校：月額3万円（交付期間2年間）
- ◆**交付期間**
 - ・正規卒業または修了の最短期間とします。（高等学校と大学等を通算しての交付は行いません。）
- ◆**必要書類**
 - ・申請書、家庭状況調査（様式は役場産業課にあります）・在学証明書
 - ・連帯保証人の源泉徴収票の写しまたは所得証明書
 - ・戸籍謄本、住民票抄本（秩父別町に住所を有しない方）

● 農地所有適格法人設立支援事業 予算額 100 万円

秩父別町内で経営の多角化、作業受託などの発展的な農業経営を目的に、農地所有適格法人を設立する農業者に対して、経営の初期段階に必要な資金を交付します。

- ◆**対象者**
 - ・町内に在住する親族（2親等以内）ではない2戸以上の農業者で法人を設立し、設立した年度から1年度以内に認定農業者になることを確約できる法人。※1戸の農業経営者が2つ以上の法人の構成員になる場合、支援金の交付対象は1法人限りです。
- ◆**交付額**
 - ・100万円
- ◆**必要書類**
 - ・申請書、認定農業者になる誓約書（様式は役場産業課にあります）
 - ・法人の登記簿謄本及び定款

お問い合わせ 役場産業課商工係・農政係 電話 33-2111（内線64・65）